

本件連絡先
泉南市総務部税務課
担当：東野、森田
Tel:072-483-9031(直通)
E-Mail: kazei@city.sennan.lg.jp

平成31年1月7日

[泉南市報道提供資料]
泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市総合政策部秘書広報課長 古木 孝彦
(広報担当：吉野谷)

上場株式等に係る配当所得等に関する住民税の税額算定誤りについて

1.内容と経緯

本市において、平成17年度から平成30年度までの「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」(以下「上場株式等に係る配当所得等」という。)に係る住民税の税額算定に誤りがあったことが判明いたしました。

住民税の税額は、確定申告書が提出された場合、原則として確定申告書の内容に基づいて算定しますが、平成15年の地方税法関係規定の改正により、平成17年度以降、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が、住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、当該配当所得等を住民税の税額算定に算入しないこととされました。

しかしながら、住民税の納税通知書の送達後に確定申告書が提出された場合でも、上場株式等に係る配当所得等を住民税の税額算定に算入したことによるものです。

2.対象者等

(1)対象者

住民税の納税通知書送達後に上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方

(2)対象件数及び対象税額

税額の増額変更：3件(27,340円)

税額の減額変更：6件(74,500円)

3.今後の対応

対象となられた方には、正しく算定した納税通知書をお渡しするとともに、税額が減額となる場合には還付に関する手続きを進めてまいります。

また、住民税における課税額の変更に伴い、国民健康保険料や介護保険料などに影響が生じる場合がありますので、各担当課と調整した上で対応してまいります。

4.再発防止策

今後においては、税制改正に伴う法令等の解釈や処理にあたり、関係機関への確認を徹底するなど、再発防止に努め、法令に基づく適正な賦課事務を行ってまいります。